

お知らせ

サイボク温泉の市民優待パス

「日高市健康づくり包括的連携協定」に基づき、サイボク温泉「花鳥風月」を優待料金で利用できます。

優待料金(平日限定)
○大人(中学生以上)　８２０円
○小人(3歳～小学生)　６００円

利用方法　入館時に、市民優待パスをフロントへ提示

※パス1枚につき、利用者本人とそのご家族5人(計6人)まで、優待料金が適用されます。

※ご利用の際は、施設で定められている利用上の注意事項をお守りください。



※パスの発行方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ　政策秘書課政策調整担当

日高市二十歳のつどい

二十歳になった皆さんの前途を祝し、二十歳のつどいを開催します。式典終了後、地区毎に交流の場を設けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

日時　令和9年1月10日㈰　午前10時受付開始、11時式典開始

場所　文化体育館「ひだかアリーナ」

※駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

対象　平成18年4月2日から19年4月1日までに生まれた人

※11月下旬以降に案内状を送付します。

問い合わせ　生涯学習課生涯学習担当



人権擁護委員に相談できます

10月1日付けで横手幸江さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、家庭・近隣・いじめ・虐待・差別・プライバシー・職場その他に関する問題について、秘密厳守のうえ無料で相談を受けています。なお、次の人権擁護委員も相談に応じています。

○佐々木艮亨さん
○篠崎明子さん
○鈴木誠さん
○髙根視千枝さん
○福田和佳枝さん

問い合わせ　総務課人権推進・男女共同参画担当

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている人です。ケアラーが社会的に孤立することのないように、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていくことが必要です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

ケアラーに関するパネル展

期日　11月12日㈭～18日㈬

場所　総合福祉センター「高麗の郷」

問い合わせ　県地域包括ケア課
☎０４８-８３０-３２６６

11月は「いじめ撲滅強調月間」

いじめに気が付いたら一人で悩まず相談・通報してください。

彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談(埼玉県立総合教育センター)

相談内容　いじめ、不登校、学校生活

○18歳以下の子ども用
☎＃７３００
☎０１２０-８６-３１９２

※通話料は無料

○保護者用
☎０４８-５５６-０８７４

※毎日24時間対応

○メール相談
✉soudan@spec.ed.jp

※メール相談の受信確認および返信は、平日午前9時から午後5時まで

問い合わせ　県青少年課☎０４８-８３０-２９０７

ね・ん・き・ん ミニ知識　国民年金保険料は追納できます

保険年金課
国民年金・医療費担当



免除・納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間から10年以内であれば、国民年金保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されるため、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて、３年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

追納の申し出、納付状況の確認および納付書の再発行は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ
所沢年金事務所
☎04-2998-0170

自立相談支援センターへご相談ください

専門の相談支援員が寄り添いながら、一緒に解決を目指します。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

受け付け　月～金曜日(祝日、年末年始を除く)　午前9時～午後5時

対象　市内在住の人

支援内容
○自立相談支援事業
○就労支援・就労準備支援事業
○家計改善支援事業
○住居確保給付金の支給　等

相談窓口・問い合わせ
日高市自立相談支援センター
☎０４２-９８５-９１００
✉jiritsu@hidakashi-shakyo.or.jp

令和9・10年度小規模工事・修繕等競争入札参加資格審査申請

市が発注する小規模の工事や修繕等を受注するには、市の入札参加資格が必要なため、次の期間で申請を受け付けます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※建設業労働災害防止協会(建災防)の加入等が必要です。

受付期間　11月30日㈪まで

問い合わせ　管財課契約検査担当(1階①番窓口)

Jアラート全国一斉情報伝達試験

国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。

訓練当日は、市内65か所の防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。

期日　11月11日㈬(予備日11月25日㈬)

時間　午前11時

通知先　防災行政無線(広報塔)、市ホームページ(トップページ)、市公式LINE、ひだか防災メール

放送・通知内容　(チャイム)「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)「こちらは、ぼうさいひだかです」(チャイム)

※サイレンは鳴りません。

問い合わせ　危機管理課危機管理・消防・防犯担当

飯能日高消防署からのお知らせ

火の確認　いい火を支える　いい習慣

11月9日㈰から15日㈰までは、秋季全国火災予防運動の期間です。

住宅防火いのちを守る10のポイント

4つの習慣
○寝たばこは絶対にしない、させない
○ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
○こんろを使うときは火のそばを離れない
○コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策
○火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
○火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
○火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する
○火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
○お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
○防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

住宅用火災警報器を設置・点検をしていますか?

なぜ住宅用火災警報器が必要なのか

全国では、住宅火災により、毎年約1000人の尊い命が犠牲となっています。このうちの約5割が「逃げ遅れ」によるもので、特に就寝時間帯に発生した火災で多くの人が亡くなっています。

この「逃げ遅れ」による死者の発生を防ぐため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

正確な作動には定期的な点検と清掃が必要

住宅用火災警報器のボタンを押すまたは引きひもを引いて、定期的(月1回程度)に作動確認をしてください。

住宅用火災警報器本体は10年を目安に交換が必要です。ほこりなどが付くと、正確に作動しない場合がありますので、こまめに清掃してください。

問い合わせ　飯能日高消防署予防課
☎０４２-９７４-７２２１



©埼玉県消費生活課

消費者ホットライン☎１８８

問い合わせ
日高市消費生活相談センター
☎042-989-2111